

災害時の安否不明者の氏名等公表について

- 救助活動の効率化・円滑化に資するため、地方公共団体において、災害の状況に応じて、安否不明者の氏名等の公表を行い、安否情報を広く求めることにより、救助対象者の絞り込みを図ることが有効な場合がある。

※ 安否不明者：行方不明者となる疑いのある者 行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者

令和3年度までの動き(各地方公共団体において個人情報保護条例を踏まえ、対応)

- 全国知事会「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」(令和3年6月)
都道府県による氏名等公表について、3つのパターン※に分けて、標準的な対応フローと留意事項を整理
※ (1)個人情報保護を重視し判断 / (2)発生した事実を速やかに公表 / (3)被災状況から判断
- 内閣府と消防庁の連名での通知発出(令和3年9月16日) ※令和5年3月廃止
令和3年7月の熱海市土石流の事例を踏まえて、留意事項を周知

令和4年度の動き

- 内閣府「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」(令和5年3月)
個人情報保護法の改正により、地方公共団体についても、同法において共通ルールを定め、これを適用する仕組みとなる(令和5年4月施行)ことを踏まえ、内閣府として、防災分野における個人情報の取扱いについて、検討会を実施し、指針を作成。各都道府県に対し、消防庁との連名で通知を発出し、周知。(防災デジタル・物資支援担当とりまとめ)
同指針において、安否不明者の氏名等について、救助活動の効率化・円滑化に必要な場合には、公表できることを整理。

令和6年能登半島地震における対応

- 石川県内各地で多数の安否不明者が発生し、県庁への問い合わせや市町・消防・警察からの情報をもとに、県がリストを作成。各市町が住民基本台帳、避難者名簿との突合等を行い、県が氏名等を公表。
- 累計で約1,000人の氏名を公表し、本人又は親族等からの通報等により900名超の生存を確認。検索対象者の絞り込みにつながった。この対応を踏まえ、改めて内閣府と消防庁の連名で留意事項を通知発出。あわせて、住民基本台帳の柔軟な取扱いについて、総務省より通知発出(令和6年5月31日)。



防災分野における個人情報取扱いに関する指針 (概要版)

内閣府防災



1. 指針策定の背景、指針の基本的な考え方 等

(1) 背景

- 内閣府「デジタル・防災技術ワーキンググループ」検討にて、自治体等が災害対応や、平時の災害準備において個人情報等の取扱いに疑義が生じることが無いように個人情報の取扱いを明確化する指針を策定することが提言された。
(令和3年5月)

(2) 検討会の開催

○これを踏まえ、内閣府（防災担当）を事務局とし、令和4年3月から「防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会」を開催。検討会のオブザーバーである、個人情報保護委員会事務局の助言を受け、「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を作成。

【委員】

(有識者)

- ◎ 稲継 裕昭 早稲田大学政治経済学術院 大学院政治学研究科 教授
- 石井 夏生利 中央大学国際情報学部 教授
- 岡本 正 銀座パートナーズ法律事務所 弁護士
- 神原 咲子 高知県立大学看護学部 看護学科 特任教授
- 佐藤 一郎 国立情報学研究所 情報社会相関研究系 教授
- 村野 淳子 別府市 防災局防災危機管理課 防災推進専門員

(自治体)

- 岡村 郷司 熊本県知事公室 危機管理監
- 車地 孝幸 広島県坂町総務部長
- 永澤 美樹 札幌市危機管理対策室 危機管理対策部長

(◎座長、以下50音順)



1. 指針策定の背景、指針の基本的な考え方 等

(3) 検討の方針

- 自治体へのアンケート調査やヒアリングを基に、個人情報の取扱いの判断に迷う事例について取りまとめる。
- それぞれの事例において、個人情報保護法等の解釈に基づき、自治体が留意すべき内容を整理することで、個人情報の取扱いを判断する際に参照できる指針とする。
- 生命及び身体を最優先する場面が多い災害応急対策等において個人情報の活用を重視するなど、業務（対応シーン）に応じた検討を実施する。
- また、個人情報保護法等を踏まえ、災害対応にあたる自治体職員及び被災者が、個人情報の取扱いに不安を持たずに対応できるよう、個人情報の利用目的の設定や管理方法等について、必要な事項・対応等を整理する。

(4) 指針の基本的な考え方

- 個人情報保護法及び災害対策基本法等の適切な運用等により、個人情報の適正な取扱いを図り、人の生命、身体又は財産の保護を最大限図るという前提に基づき作成。
- 活用判断をする地方公共団体が迷った際に、その判断に資するような内容を志向。
- 本指針は、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）等を参考にしつつ、「防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会」を踏まえ、地方公共団体が実施する防災分野における個人情報の保護に関する施策を、適切かつ有効に実施できるよう策定するもの。



事例8 安否不明者の氏名等の公表

【事例の概要】

災害発生時、検索対象者となる安否不明者の特定に向け、安否情報の提供を呼びかけるために、安否不明者の名簿を公表してもよいか。

※「安否不明者」：行方不明者（当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者）となる疑いのある者

事例のポイント

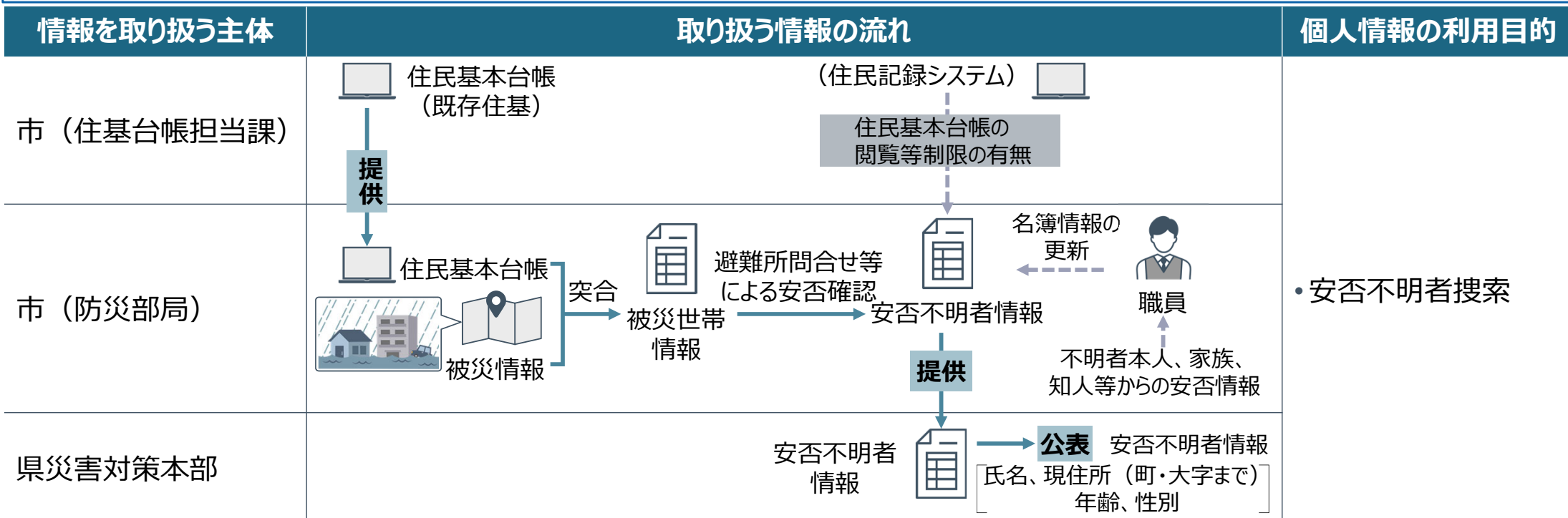
第1 安否不明者の名簿の公表を利用目的として特定している場合

都道府県は、市町村から安否不明者の名簿の提供を受けるときに、救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む必要がある場合には安否不明者の氏名等を公表する旨を**利用目的に含めておけば、利用目的内として公表できる**（個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項）。

このため、救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む必要がある場合には安否不明者の氏名等を公表することを、利用目的に含めることが望ましい。

第2 安否不明者の名簿の公表を利用目的として特定していない場合

救助活動を効率化・円滑化するため、安否不明者を絞り込む必要があると認められる場合には、**人命第一の観点から、その公益性及び緊急性に鑑み、安否不明者の氏名等の公表を行うことができる**と判断し得る。（「特別の理由があるとき」（個人情報保護法第69条第2項第4号）に該当）。





事例8 安否不明者の氏名等の公表

【都道府県と市町村の役割分担に関する基本的なイメージ】

都道府県：安否不明者の氏名等の公表 市町村：安否情報の収集・精査

(注) 局所的な災害である等の事情により、市町村からの公表が安否情報の収集等に資する場合には、市町村からの公表も可能

被災市町村

- 利用目的を設定するタイミング
 - 安否不明者の**名簿を作成する時点**
- 利用目的の一つとして、定めておく内容
 - 公表主体である都道府県への提供

(注) 局所的な災害である等の事情により、市町村から公表する場合には、利用目的の一つとして、救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む必要がある場合には安否不明者の氏名等を公表することを定めておく。

都道府県

- 利用目的を設定するタイミング
 - 被災市町村から安否不明者の**名簿を入手する時点**
- 利用目的の一つとして、定めておく内容
 - 救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む必要がある場合には安否不明者の氏名等を公表すること
- 公表の実施
 - 必要な場合には、**利用目的内の提供** (※) として公表可能 (個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項)

※ 利用目的に定めていない場合においても、救助活動を効率化・円滑化するため、安否不明者を絞り込む必要があると認められる場合には、人命第一の観点から、その公益性及び緊急性に鑑み、安否不明者の氏名等の公表を行うことが可能
(「特別の理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第4号) に該当)

- 個人情報保護法上、安否不明者の家族は第三者であり、**家族の同意は不要**

⇒ 安否不明者本人や知人等からの安否情報の収集・精査により、安否不明者を絞り込み、救助活動の効率化・円滑化に活用



事例8 安否不明者の氏名等の公表

公表にあたっての留意点

- 本人又は第三者の権利利益の不当な侵害の防止（DV被害者等への配慮）
 - 各安否不明者について、**住民基本台帳の閲覧等制限**（※）の有無を事前に確認し、制限ありの場合、公表対象から除く
 - その他、公表により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときも、同様に公表対象から除く

〔※ 配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者は、市町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を申し出て、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む。）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む。）の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する（拒否する。）措置を講じることができる。〕
- 一時滞在者が安否不明である場合の対応
 - 旅行者等の一時滞在者についても、滞在施設や家族・知人等から安否不明の情報提供がありうる
 - 住民登録地の市町村に住民基本台帳の閲覧等制限の確認が必要
（注）一部の安否不明者の公表可否の確認に時間を要する場合、公表可能な対象者から段階的に公表することが望ましい
- 公表する個人情報範囲
 - 地方公共団体において、以下の情報から、当該安否不明者と識別するに必要な情報の範囲を判断して公表
（ア）氏名、（イ）住所（市町村名又は町名・大字名まで）（※）、（ウ）年齢又は年代、（エ）性別

〔※ 住所については、空き巣等を誘発するおそれがあることから、市町村名又は町名・大字名までにとどめる等の配慮が必要〕

平時からの備え

- 都道府県
 - 市町村や関係機関と連携し、安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査に係る一連の手続き等を整理
- 市町村
 - 都道府県や関係機関と連携し、一連の手続き等を整理
 - 住民基本台帳部局が速やかに対応できるよう、発災時に備えた体制づくりや住民記録システムのバックアップ等